社会保障Ⅰ　5月31日（水）　5限目16：20～17：50

第7回【欧米の社会保障の歴史】イギリス、ドイツ、アメリカの制度とその歴史的変遷

●リアクションペーパー＃７

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この回の講義の感想・この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

1. 欧米の社会保障の歴史ついて

□これまで関心がなかった。

□関心はあったがよく知らなかった。

□前から関心があり、よく知っていた。

□盛り沢山でよく理解できなかった。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．社会保障の始まり

□社会保障の始まりは、イギリスの救貧法にある。

□救貧制度の限界：権利の保障ではなく、慈悲（チャリティ）に基づく救済。

□貧困の個人責任論：個人は国家や社会に頼るのではなく自らの責任（自助）で生計を維持すべき。

□1869 年イギリスで慈善組織協会の友愛訪問⇒ケース記録、ケースワーカー（CW)へ

慈善活動の専門職の養成⇒社会福祉士（SW)の誕生へ

□労働者層の相互組織（友愛組合・共済組合・共同組合）⇒加入者が掛け金を支払い基金を作り、疾病、老齢、死亡に対する給付する仕組み⇒社会保険の前進

□5月1日はメイデー（May day）労働者の日

３．社会保険、社会手当、公的扶助の展開

□ドイツの鉄血宰相ビスマルクが最初に社会保険を導入した。

□1883年疾病（医療）保険・1884年災害（労災）保険1889年老齢・疾病保険（年金）

□1929年世界大恐慌→失業率の上昇・失業問題の深刻化→ニューディール政策の導入

1935年　社会保障法の成立：諸制度の総称としての「社会保障」概念が使われた。

□第二次世界大戦（1939-1945）「福祉国家（Welfare State）⇔「戦争国家（Warfare State)」「ベヴァリッジ報告」：イギリス政府の戦後復興委員会　社会保障の第一目標：国家によるナショナル・ミニマム（国民的最低限）の保障

□**福祉国家体制の確立期：1950－1960年代に他の資本主義国も大幅な社会保障制度の拡充**　**共通の政策目標：完全雇用政策、ナショナルミニマムの保障。広範な社会サービス（医療・教育・福祉など）の提供**